

## 園児引取人届出書の提出とお願い

大規模地震対策特別法に基づく警戒宣言が発令された場合には、保育園は次の通りの対応となりますので、保護者各位ご協力をお願いします。

### 1 警戒宣言発令時におけるお願い

警戒宣言が発令された場合の保育と園児の引取については次のとおりとなります。

- (1) 発令と同時に保育園は休園となります。
- (2) 保育時間中に発令された場合には、保護者の方(代理引取人等を含む)に園児を引き渡すこととなります。警戒発令を知った時点で直ちにお迎えをお願いします。  
なお、直ちにお迎えに来られない場合には、園児の安全性確保を図るため一時保護を保育園またはあらかじめ指定する場所で行います。
- (3) 保育時間外に警戒宣言が発令された場合には、保育園は警戒宣言が解除されるまで休園となります。

### 2 園児引取人届出書の提出のお願い

警戒宣言発令時における園児の引き渡しは、事故防止に万全を期するためにあらかじめ届出ている方以外にはお渡しいたしません。

- (1) 保護者または同居親族の方が、何らかの事情によって早期引取りが困難となる場合が予想されますので、あらかじめ「園児引取人届出書」を提出してください。
- (2) 届出書に変更がありましたら、直ちに保育園にお知らせ願います。  
※なお、災害発生時においても『園児引取人届出書』を使用し、園児の引き渡しをします。  
※代理引取人の方のご了承を必ず得ておいてください。  
※本票に記入された人以外への引渡しはできません。

----- キリトリ -----

年 月 日

## 園児引取人届出書

保護者 氏名 \_\_\_\_\_ ㊟

住所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

|      |  |
|------|--|
| ふりがな |  |
| 児童名  |  |

### 1 保護者または親族 ※引取人は2名以上のお名前を記入してください。また、勤務先等は固定電話も必ず記入ください。

| 順位 | 園児引取人氏名 | 続柄 | 勤務先等 |          | 職場から保育園までの時間 | 職場から保育園まで徒歩の場合 |
|----|---------|----|------|----------|--------------|----------------|
|    |         |    | 名称   | 直通電話(内線) |              |                |
| 1  |         |    | 所在地  | 携帯       | 時間 分         | 時間 分           |
|    |         |    | 名称   | 直通電話(内線) |              |                |
| 2  |         |    | 所在地  | 携帯       | 時間 分         | 時間 分           |
|    |         |    | 名称   | 直通電話(内線) |              |                |
| 3  |         |    | 所在地  | 携帯       | 時間 分         | 時間 分           |
|    |         |    | 名称   | 直通電話(内線) |              |                |
| 4  |         |    | 所在地  | 携帯       | 時間 分         | 時間 分           |
|    |         |    | 名称   | 直通電話(内線) |              |                |

### 2 代理人引取人

| 順位 | 氏名 | 関係 | 住所 | 電話 | 徒歩での時間 |
|----|----|----|----|----|--------|
|    |    |    |    |    | 徒歩 分   |
|    |    |    |    |    | 徒歩 分   |